

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

参考資料①

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率 = 公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】
・收支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

健全化(健全財政)

<現行制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があつても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

- 公営企業もこれに準じた再建制度
(地方公営企業法)

財政悪化

現行制度

第2回 財政再生計劃の実現手続

- 財政再生計劃、綏撫大臣(民族議長)、その同意を求めるところである。
- 財政再生計劃、議会の議決を経て定め、審査小委員会審査。
- 2 財政再生計劃の策定手続、國の同意等
- 再生計劃を定めた件に付するものとされる。
- 再生計劃比率(1①~③)のうち九十九財政再生基準以上の場合は(財政再生計劃)

III 財政の再生

- 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が着々と困難である。
- △議院のうち七十七件、綏撫大臣又は都道府県知事は、必要な勅令を出すところである。
- 3 國債の償還等
- △、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 財政健全化計画、議会の議決を経て定め、審査小委員会(七十七件)、綏撫大臣・都道府県知事への報告、全国の各状況の公表等の規定を設ける。
- 2 財政健全化計画の策定手續等
- △、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

II 財政の早期健全化

- 健全化計画比率の△のうち九十九九財政健全化基準以上の場合は(財政健全化計画)
- 1 財政健全化比率(財政健全化率)
 - ④特來貿易比率(公營企業、出資法人等を含む貿易通商の実質的貿易の標準)
 - ③実質公債費比率
 - ②連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
 - ①実質赤字比率
- △、毎年度、以下の健全化計画比率を監査委員の監査の上に、議会に報告し、公表する。
- 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)△、毎年度、以下の健全化計

I 健全化計画比率の公表等

- 健全化判断比率の公表法、公布後1年以内にし、他の議務付付規定(2)(1)法、
地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算(2)(1)法、
署力と適用する。
 - 国等の財政子音附を当分の間原則禁止するに付し、(2)(1)法現行再建法の規定
を引き継ぎ付ける。

2 蘭行期日等

۱۷۸

- ①地方政府共同体的模式、健全化判断比率的与②努力早期健全化基准以及上方法与综合等方法、固别外部监督奖罚的基本原则¹⁰

一
外部監査

卷之二

IV 全體の構造の意義と企画

国及各地的地方公团体法通过配属行。

- 財政再生団体の財政の運営方針画の適合（本ハセ盈の引札を撮合等）
 - 財政再生大臣、予算の要更等必要な措置を勧告（本ハセ上）。
 - 再生債務特例債の資金に付する配慮等、財政再生計劃の円滑な実施（本ハセ）。

5 等級別、告白の國

•৯২২১

- 財政再生計劃之同意を得た財政再生团体法、收支不足額を繰り替えるための特例
 - 財政再生計劃法第5条（地方債の制限）の特例

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

老練者、地方債の起債方法を教へ、三ヶ月を过了。

- 再生制鋼比率の上昇に努力、財政再生基準以上で地方公共団体法、財政再生計画法の実現を得て、予算合意交付法、災害復旧事業等

3 地方債の起債の制限

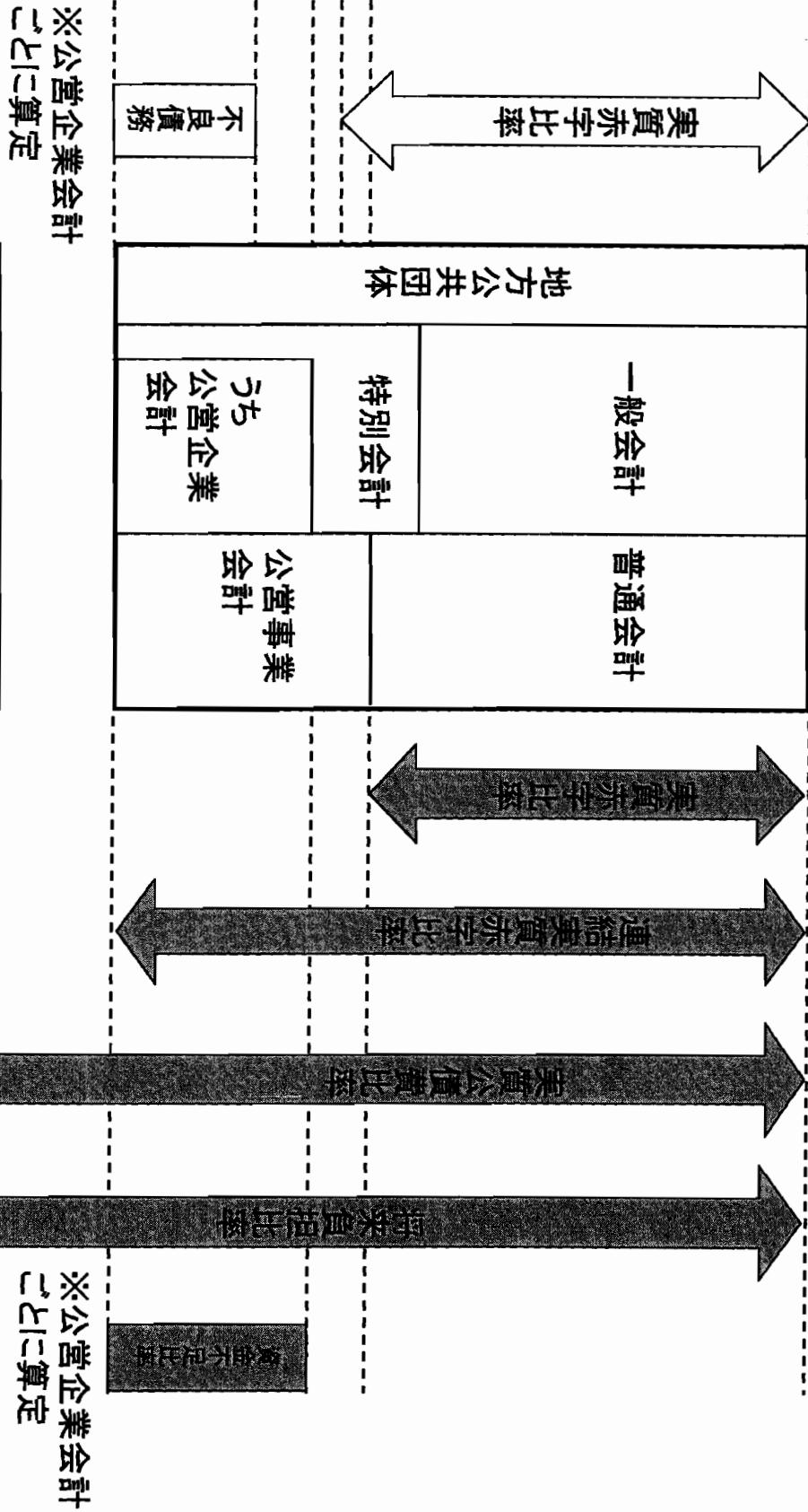
實施狀況委員會上報告、公表于三。

- 財政再生物計劃委員會的工1、各地方公團體（財政再生物團體）12、每年度、各10

健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



将来負担比率の概要について

標準財政規模 - 元利償還金等に係る
交付税算入額

地方債現在高
(普通会計が)
実質的に負
担するもの

+
債務負担行為
(PFI事業に基
づく建設事業
費・土地購入
費等)に基づく
支出予定額

+
退職手当支給
予定額のうち
普通会計の負
担見込額

-
公社及び損失
補償している
第三セクター
等の負債のう
ち普通会計の
負担見込額

-
充当可能基金
額、地方債現
在高等に係る
交付税算入額
等

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

(財政の早期健全化・再生)

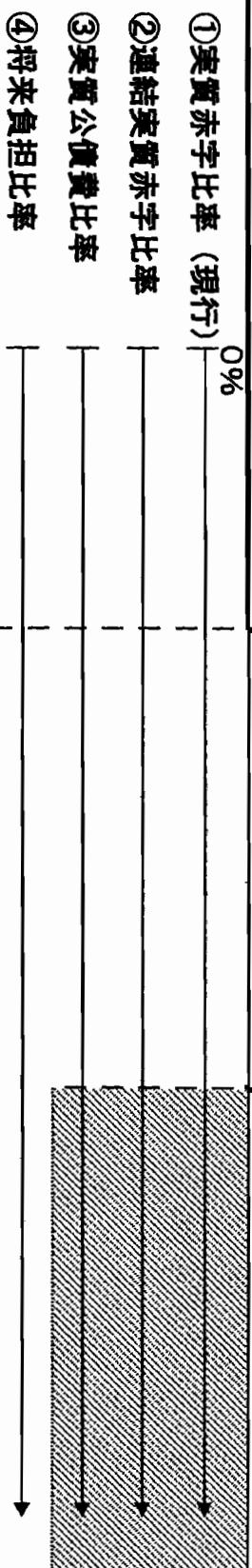
早期健全化基準 = $\alpha\%$

早期健全化段階

財政再生基準 = $\beta\%$

再生段階

財政悪化



早期健全化団体の計画目標

- ① は均衡する(0%)こと
- ②~④ は α を下回ること

再生団体の計画目標

- ① は均衡する(0%)こと
- ②~④ は α を下回ること

(参考)現行の再建制度

※現行の再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる

(公営企業の経営健全化)

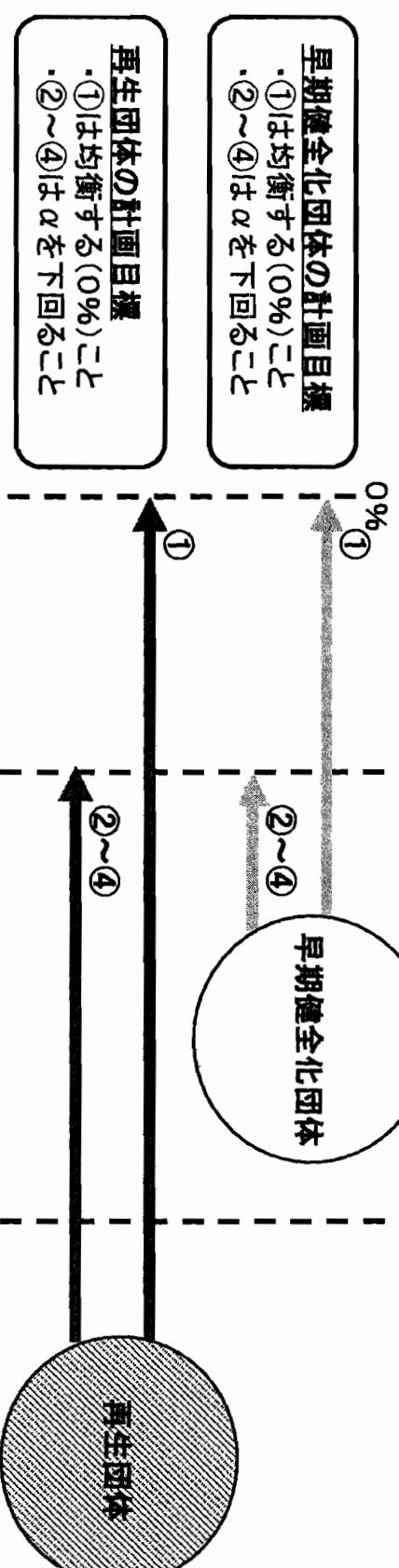
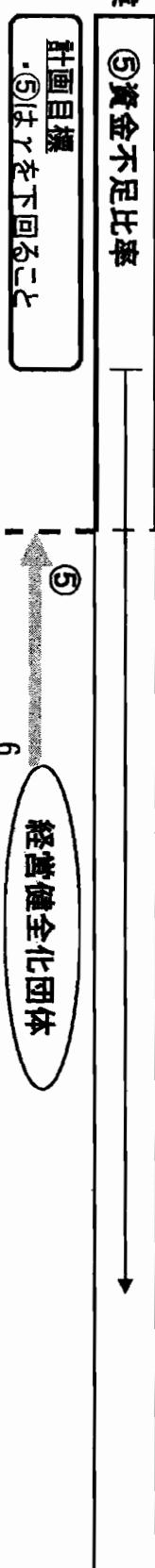
経営健全化基準 = $\gamma\%$

公営企業会計

⑤ 資金不足比率

計画目標

⑤ は γ を下回ること



- (1) 財政指標（健全化割断比率等）関係
- 実質赤字比率の対象となる一般会計等の範囲から除外される特別会計の範囲に該する。)
 - 連結実質赤字比率の算定に用いられる資金不足額及び資金剝除額の算定方法
 - 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」）
 - 地方財政監視官の職務の規定（法第11条）、法第12条、政令事項とされたもの及び法の施行に伴うもの。
 - 連結実質赤字比率の算定に用いられる資金不足額の算定方法
 - 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」）
 - 地方財政監視官の職務の規定（法第11条）、法第12条、政令事項とされたもの及び法の施行に伴うもの。
 - 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」）
- (2) 基準関係
- 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債當比率及び将来負担比率（C11）
 - 実質赤字比率の算定に用いられる公算企業による事業の規模の算定方法（C11）
 - 資金不足比率（用いられる公算企業による事業の規模の算定方法（C11）を規定する方法人を規定する方法）
 - 公算企業の額を工事収益の額を控除した額を基本とする方法（C11）を規定する方法人を規定する方法）

2 内容の概要

併せ必要となるものとの規定の整備を行ったところ。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」）

1 総旨

総務省自治財政局
平成19年11月

- その他今回の法及び法施行令の制定に伴う地政令の改正等の規定の整備を行う。
 - 公算企業法施行令（昭和27年政令第403号）は一部削除する。
 - 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）は廃止し、地方行財政21年4月1日から施行する。
 - 施行日を平成21年4月1日とする。ただし、財政指標に関する規定は平成20年4月1日から施行する。
- (4) 施行日等

- その他の市町村の廃置分合に係る特例、事務の区分に係る規定を整備する。
 - 税務大臣による権限のうち都道府県知事が行うことを事務を規定する。
 - 財政再生共同体による税務大臣への通知を要する国の直轄事業を規定する。
 - 財政再生共同体における税務大臣が行う地方債の新規発行を規定する。
 - 事務費等の財源とする場合は等を規定する。
 - 再生判断比率のうち地方財政再生基準以上でなく、地方財政再生計画による税務大臣の同意を得てない場合の地方債の起債の制限の特例とする。災害復興大手の同様を除く。
 - 再生判断比率のうち地方財政再生基準以上でなく、地方財政再生計画による税務大臣等の報告等を要するに財政健全化計画等の緩和を要する内容とする。
 - 財政健全化計画及び税務健全化計画の策定を要する場合の要件・手続を規定する。
- (3) 手続要領

- 資金不足比率のうち、税務健全化基準の数値を規定する。
- 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち、財政再生基

法律の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	~12月	3月	4月~	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	(地方公共団体との意見交換)		○ 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政再生基準等を内容とする政省令の整備	(平成20年度予算編成)		○ 指標の公表に係る規定の施行(公布後1年以内)	○ 19年度決算に基づく指標の公表	○ 計画策定義務等に係る規定の施行
○ 財政再生計画を策定(平成21年度内)	↓	○ 20年度決算に基づく指標の公表	○ 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画					